

人権の衝突

われわれ人類は、人権の獲得に大変な苦勞と長い年月を必要としました。イギリスのマグナカルタ(1215年)以来、権利章典やアメリカ独立宣言、フランス人権宣言などを経て、第1世代の自由権・平等権、第2世代の社会権・参政権・請求権などを獲得してきました。今では、知る権利や環境権などの第3世代の人権が求められており、人権はこれからますます拡大していくと思われまゝす。また、以前は、国家権力から人権を守るという考えが主流だったのですが、現在は、国家が他の権力から人権を守ることが求められるような時代になったことも、一つの特徴です。

ところで、ある人権を主張することで他の人権が侵害されるという現象が次第に顕著になり、大きな問題となりつつあります。

例えば、「表現の自由」によって「個人の名誉やプライバシー」が侵害されるケースが出てきました。ネットの世界では表現の自由が最も大切にされますが、言葉が悪口・中傷・暴露という形をとり、嘘やデマとなって、個人の尊厳を傷つけたり大きな経済的損失を招いたりしています。このようなネット上の人権侵犯事件は年々増加の傾向にあり、時には「生命」を失わせる事案もありました。そのため、表現の自由にある種の制約を加えるべきだとする意見が次第に多くなっています。

一方、表現の自由が侵害されたといわれるケースもありました。前米大統領のSNSが運営会社の判断で「危険」と見なされ、停止されてしまいました。それまでの彼の主張が社会の不安をあおり、人々の分断を進め、暴動を誘発したので当然だとする意見もありますが、本人の意見も聞かずに一方的に表現の自由が奪われた、その判断基準が明確にされていない、運営会社幹部一部だけの判断でいいのか、思想の自由も圧迫しかねない、と不安視する声もあります。

他にも、今回の新型コロナウイルスでは、「行動の自由」を国家がどこまで制限できるのかが、議論になりました。以前のわが国の法令では、政府は国民に行動の自粛をお願いするしかなく、それを理解しようとしなない人々の行動で今回感染が拡大した可能性が指摘されました。他の人の「生命」を脅かすような行動もありました。「自由権」は基本的人権の根幹であり、それへの侵害を決して許してはなりません。行動の自粛や制限が新型コロナ感染者の減少につながったことも確かです。また、個人の情報を一元的に管理して強制的に行動制限を課していた国や地域で感染拡大を阻止できた事例もあって、特措法の改正時には、行動制限に関する処罰を含めた様々な意見が出てきました。

人権を守ることは大変なことです。日本国憲法第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕を遵守しながら、適切な法令の制定とその運用が望まれます。そのためにも、我々一人ひとりに「自己の権利の行使に責任をもつ」と「他の人の人権を尊重する」意識が必要であり、同時に「情報への適切な対応、正しい理解、公平な評価」「扇動や同調圧力への注意」が大切と思うのです。

「山口県人権推進指針」を知っていますか？

山口県では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」を平成14年（2002年）3月に策定しました。

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方針等を示す基本指針です。

